

ご報告 2011年11月18日

第54回日本病院・地域精神医学会 交流コーナー

「ひろげよう、入院中の精神障害者の権利擁護活動」



報告者：吉池毅志

今年の日本病院・地域精神医学会(以下、病地学会)は沖縄で開催されました。大阪精神医療人権センターからは交流コーナーという場を借り、大阪をはじめとする各地における権利擁護活動の取り組みについて報告しあい、人権センターと繋がりのある、全国の方々との出会い・再会の機会にもなりました。

百聞は一見にしかず

療養環境サポーター活動のDVDが映し出す療養環境のビフォー・アフター(今・昔)の姿は、参加者に訴える力がありました。上映後の販売では、病院協会と協力関係を築いて実施している大阪の取り組みについての問い合わせもあり、嬉しいことに沖縄まで持参した18枚のDVDは完売できました。「願わくば、たんぼぼの種のように遠く離れた土地に着地し、芽を出してくれますように」と、願いつつの販売でした。

大阪のすてきなところ

最初に大阪精神医療人権センターの活動の概略について山本さんから説明があり、「大阪のすてきなところは、立場のことなる人たちでやりとりができる関係があること」と山本さんは強調されました。検討協議会で取り組んでいる問題は、医療従事者にとって耳触りな面も多いはずですが、立場が異なっているにもかかわらず、状況を良くするために共に前を向いて話し合うことが大阪ではできています。このような取り組みが途切れ

ず、広がって欲しいことをお伝えしました。

入院中の行動制限が増加している

全国精労協の有我さんからは、国が公開しているデータをもとに、入院患者の生活における行動制限があらゆる点で強化されているとの報告がありました。たとえば、入院形態別患者数をみると、医療保護入院については2000年頃からその割合が増え、この10年間でその割合が33%から40%へと増加していることが指摘されました。また、任意入院者の閉鎖処遇や、隔離・身体拘束においても増加していることが報告され、制限を最小化する世界の流れと逆行している実態について注視する必要を訴えられました。

人権相談員は「他者の目」を意識させる

続いて、大阪の光愛病院において、院外の学識経験者として人権相談員をされている中野さんから、人権擁護委員会と人権相談員の活動の実際について報告していただきました。①各病棟に置かれた投書箱を外部の人権相談員が解錠する、②投書・相談記録も保管する、③月2回の相談日は、マスターキーを持ち、閉鎖病棟・保護室などを自由に出入りすることが許されているといった点など、これから全国化してほしい先駆的なお話でした。

地域の施設でも人権侵害は起きている

兵庫精神医療人権センターの活動については、岩尾さんと由良さんから話されまし

た。ニュース・レター「兵庫マインド」を年に数回発行し、週に一度電話相談を受けているとのことで、岩尾さんは「病院だけでなく、地域の施設を利用している人たちの権利擁護も問われている」と話されました。あるグループホームでは、行き慣れた作業所を希望する方に対し、本人の意向を聞かず、グループホームの法人が運営している作業所に行かせようとし、それを断る人には食事サービスを止めたり、畳を取ってしまったたり、施設から追い出すようなことが起きているとの報告があり、「このような許し難い現実、貧困ビジネスと同じだ」と危機感を述べられました。兵庫精神医療人権センターとしては、これからも他の地域と連繋しながら、このような問題に取り組んでいきたいとのことでした。

継続は難しい、全国的な情報共有を

杏林大学の長谷川さんからは、NPO 新潟ぬくもりの会の実践について報告していただきました。新潟でも大阪や東京のような病院情報誌をつくろうと NPO 法人を立ち上げ、県内の 31 病院にアンケートを送り、23 病院から回答を得て、18 病院では訪問を実施できたそうです。2004 年には「新潟精神医療情報誌」を発行できたのですが、患者さんの声を記載しようとする中で、病院との提携関係を大事にしたいとする NPO 内の意向もあり、「基本的には批判的なトーンを避けた表記になった」と、長谷川さんは市民活動の難しさも話されました。NPO を続ける中で、内向きになって目が外に向かなくなっている現実があるそうです。実際それぞれが仕事や多様な立場を持つ中での活動の継続は難しく、情報誌活動は打ち上げ花火のようになっている点を

反省点として挙げられ、お金の問題、各地域との連携や情報共有が重要だと強調されました。

精神保健福祉法そのものを変えなければ

フロアとの意見交換では、全国精神「病」者集団の桐原さんから、青森での活動が報告されました。相談の電話をかけて来る人は、保護者や医師、看護師など、誰からも「退院しないほうがいい」と言われている、孤立した方が多いとのこと。「ここに電話したら退院できた」と噂を聞いた人からかかってくるそうです。今では、「医療保護入院の人が退院できないので、医療保護入院ごと違憲訴訟を起こして、精神保健福祉法そのものを変えなければだめだ」と活動をされているとのことでした。

人権保障の新たな流れを

一時間という枠内、ギュウギュウに実践報告をしていただいたので、非常に濃密な時間となりました。各地の活動を知ること、自身の町での人権保障状況の現在地が見えてくる点もあれば、時間軸の中でどこまで到達し、どこで停滞しているかといったことも見えたり、これからどんな 10 年後（2020 年）に向かって行く必要があるのかを考えさせられました。重要なことは、各地における権利擁護の取組みを語り合い、各地で経験された挫折や成功を活かしながら、大きな流れをつくっていくことです。見過ごせない現状に対して、各地での力は圧倒的に小さな活動ですが、沖縄に参集した方々との交流会は互いに刺激し励まし合う機会となりました。来年の障害者虐待防止法施行を前に、あたり前の人権保障を活性化する 10 年に向かう、新しい連帯の機運が感じられました。